

## 協定書

社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合協議会並びに全日本港湾運輸労働組合同盟は、「労働条件の改善ならびに港湾労働者の雇用と生活保障」に関する要求について、下記の通り協定する。

### 記

#### 1. 産別賃金制度について

##### (1) るべき賃金について

- ① 「るべき賃金」水準については、本年度の消費者物価の動向、並びに初任給の社会的水準を勘案し、個別賃金交渉終了後、賃金問題専門委員会において協議の上決定する。
- ② 適用対象者については、平成2年4月12日付の協定書の通りとし、その他新たな提案については、賃金問題専門委員会において協議する。

##### (2) 産業別最低賃金について

個別賃金交渉終了後に協議の上決定する。

##### (3) 標準賃金について

個別賃金交渉終了後に協議の上決定する。

#### 2. 労働時間短縮について

##### (1) 港湾労働者の労働時間は、拘束8時間・実働7時間とする。

但し、平成5年4月1日より実施できるよう労使双方が努力して、新規労働力の確保に努める。

##### (2) 週における労働日は、月曜から金曜までとし、土曜日・日曜日を休

日とする週休 2 日制を、平成 3 年 6 月より実施する。

但し、港湾における年間総労働時間を、1,800 時間に短縮する年次計画を確立する中で交代制、土曜日の就労体制、従来付与している休日・休暇の見直し等について、平成 5 年 3 月までに労働時間問題専門委員会において行なうものとし、その間は、週に国民の祝日がある場合は、土曜日は労働日とする。

(3) 休日の土曜日に出勤就労した場合は、割増賃金を支給する。

尚、割増賃金率及び代休の付与については、各港各職種毎に協議決定する。

(4) 週休 2 日制度の適用実施については、全港、全職種の適用を原則とし、6 大港の船内・船側沿岸については、平成 3 年 6 月より実施し、その他の職種については、早急に実施出来るよう関係労使で協議する。

上記以外の港、及び職種については、平成 5 年 4 月を目途に、関係労使で協議決定する。

尚、協議の整った場合は、即時に実施するものとする。

### 3. 雇用、職域について

(1) 雇用安定制度について

① 港湾労働者の雇用と就労の安定を図るため、当面 6 大港の船内・沿岸労働者を対象に、労使構成による登録機関を設け登録制度を実施する。

その他の港及び職種については、その在り方等引続き検討協議する。

② 登録制度の運営に当たっては、その港の貨物量に見合う適正な定

数を定め、その定数に合わせた就労体制の確立を図る。

各企業は、労働時間の短縮等産別協定を遵守出来る常用労働者を確保し、各港はセンター常用労働者の必要人員を確保し、登録労働者以外を港湾労働に従事させない。

(2) コンテナターミナルにおける作業人員について

- ① コンテナターミナルの作業人員について、現業、事務労働が産別諸協定を遵守出来る必要要員を確保するため、関係労使及び地区労使で平成3年度中に協議し対処することとする。
- ② コンテナターミナルの作業基準及び就労体制について、引き続き、作業基準専門委員会で協議する。

4. 保障制度の改善について

- (1) 港湾労働者年金を現行の年額24万円を平成3年5月1日（9月支給期分）より年額27万円に改定する。  
尚、支給額の内15万円は、財団法人港湾労働安定協会より助成する。

- (2) 平成5年5月1日（9月支給期分）より年額30万円に改定する。
- (3) 年金制度の維持充実をはかるため、その財源確保について、日本港運協会は必要な措置を講ずる。

5. 交渉体制について

- (1) 名古屋港の中央港湾団交への参加問題について地区労使間で、早期参加出来るよう協議する。

日港協は、改めて努力を行なう。

- (2) 地区において、労使協議体制の整っていないところは、地区港運協

会と関係労組で懇談会を設置するよう指導する。

## 6. 港湾の秩序維持について

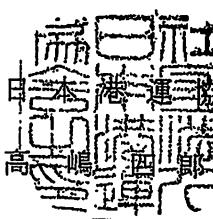
各地区港運協会単位に、港湾運送料金の完全請求及び完全収受体制を確立するため、中央の「料金完全実施特別委員会」に準じた労使構成による委員会を設置する。

以 上

平成3年5月9日

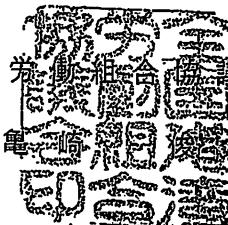
社団法人

會長



全国港湾

議長



全日本港湾運

會長

